

所得税・消費税・贈与税の申告は、 e-Tax (国税電子申告・納税システム) をご利用ください

国税庁ホームページからe-Tax

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Tax (国税電子申告・納税システム) へ送信できます。

所得税の確定申告期間中は、24時間いつでもe-Taxが利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

e-Taxをご利用いただくメリット

自宅からネットで申告

税務署に行かなくとも、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。

添付書類の提出省略

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。)

還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理しています。(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。)

24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

e-Taxを
ご利用
いただく前に

電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

※e-Taxで利用する「**公的個人認証サービスに基づく電子証明書**」はマイナンバー(個人番号)カードに格納しています。

※個人番号カードの交付開始以前に発行の住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、その有効期間内であれば継続して使用できます。

②「マイナンバー(個人番号)カード」の交付を受けた場合は、マイナンバーカードをご利用ください。

※税理士が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合、納税者本人の電子証明書を取得する必要がありません。

※e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

ICカードリーダーライタの用意

利用する電子証明書がICカードに格納されている場合には、別途ICカードリーダーライタが必要です。(家電販売店等でお買い求めください。)



詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

● e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

● e-Taxの操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話 0570-01-5901

● 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp